

日本赤十字社診療放射線技師会 表彰規程

(目 的)

第 1 条

この規程は日本赤十字社診療放射線技師会会則第 30 条に基づき、本会に功績のあった者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第 2 条

本会会員で次の各項に該当するものは本規程により表彰する。

1. 功労賞 本会の発展に関し、功績があった者又は顕著な貢献があった者。
2. 奨励賞 放射線技術学の研究奨励に値する者。
3. 感謝状 海外派遣等に従事し貢献された者。本会の名誉を高揚した者。
4. 最優秀発表賞・優秀発表賞・特別賞 学術総会研究発表において優秀な発表をした者。

(表彰の推薦)

第 3 条

会員は所定の様式を用いて、表彰に該当するものを推薦することができる。

(表彰の承認)

第 4 条

表彰者の選考は表彰委員会によって行い、理事会の承認を得るものとする。

2. 奨励賞は学術部の推薦により表彰委員会で選考を行い、理事会の承認を得るものとする。

(表彰選考基準)

第 5 条

表彰者の選考にあたっては次の各項を勘案するものとする。

1. 本会に入会後技師会費を完納した者。
2. 功労賞は同一人には 1 回を原則とする。
3. 奨励賞は受表彰内容が異なれば同一人に 2 回以上贈ることができる。
4. 奨励賞及び感謝状は施設を表彰者にすることができる。
5. 最優秀発表賞・優秀発表賞・特別賞は発表内容が異なれば同一人に 2 回以上贈ることができる。

(表彰の時期)

第 6 条

表彰は毎年 1 回総会において行うものとする。

2. 最優秀発表賞・優秀発表賞・特別賞の表彰は、座長及び学術部の推薦をもって学術総会委員で選考し、研究発表終了後行うものとする。

(表彰の授与)

第 7 条

表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2. 前項の表彰状には副賞を添えることができる。

(表彰雑則)

第 8 条

この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が理事会にはかり定める。

(改 廃)

第 9 条

この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

第 2 条 1 の補則

1. 次年度退職者も功労賞の該当者とする。尚、会に対して不利益を生じさせた者に関しては対象外とする。
2. 退職の日において、日本赤十字社診療放射線技師会に 25 年以上在籍しかつ年齢が 55 歳以上の会員も表彰の対象とする。
3. 表彰を受けるべき者が死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することができる。

附 則

この規程は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 62 年 8 月 27 日 改正

平成 2 年 4 月 5 日 改正

平成 10 年 5 月 27 日 改正

平成 21 年 4 月 10 日 改正

平成 26 年 4 月 4 日 改正

平成 28 年 4 月 8 日 改正

平成 31 年 4 月 5 日 改正

令和 7 年 4 月 4 日 改正